

マイケル・ウィリアムズの文脈主義

——「省略と説明要求構造」——

松 枝 啓 至

一 問題の所在と背景

現代の知識論においては様々な問題が論じられているが、その核となる問題は、知識とは何であるか、というものである。その問題に対する解答としてこれまで主に探求されてきたのは、知識であるための必要かつ十分な条件を明らかにする、ということである。つまり知識であるためにはそれらの条件をすべて満たしていなければならず、それらのうちのどれか一つでも満たしていないのならば、知識とみなされないような、そのような必要十分条件である。例えばマイケル・ウィリアムズ (Michael Williams, 一九四七・) は、これまで多くの哲学者が考えてきたそのような必要十分条件として、次のような「標準分析 (the standard analysis)」と呼ばれるものを挙げている。この分析に従えば、SはPを知っているもの (「S」は任意の主体を表し、「P」は任意の命題を表している)

というのは、以下の条件のもとでのみである¹。「一. SはPを信じている (信念条件 [the belief condition])。二. Pは真である (真理条件 [the truth condition])。三. SがPを信じているということは、適切に正当化される (正当化条件 [the justification condition])」。

これらの条件のうち、とりわけ問題となってきたのは正当化条件である。単なる意見ではない知識が成り立つためには、この正当化条件が必須であるし、適切に正当化されるとはどのような事態なのか明瞭にならねばならない。また正当化条件は、間違った根拠によって、あるいは全く根拠のないまま保持されている信念が、たまたま真であるとしても、それらが知識には数え入れられないことを保証するものである。しかしながらこの正当化条件で必要十分なのかどうかについては、周知の通り様々な議論がある (いわゆるゲティア問題²など)。

本稿ではこの正当化条件に関連して、マイケル・ウィリアムズの、知識の正当化についての文脈主義を論じる。知識の正当化の遡行問題や、そもその正当化のプロセス自体に疑いをかけていく懐疑論への対処法としては、周知の通り幾つかの立場がある。例えば「与件の神話」を批判したセラーズは、論文「経験主義と心の哲学」で、適切な仕方では知識を有すると言われるためには、報告者は問題となつてゐる知識の推論による正当化を提供できねばならないことを強調してゐた(3)。つまりセラーズは認識論上の内在主義の一形態を承認している。このセラーズの見解は、「理由や正当化の論理空間」ということを強調することによって、知識についての認識論的な正当化はどのように信じるべき理由を与えることである、ということを確認している。ここでの「べき」には知識の正当化が有する規範的 (normative) な性格も現れている。つまり知識とは単なる事実的状态ではなく、独特の規範的状态なのである。

他方例えば、外在主義の一形態である信頼性主義 (reliabilism) は、ある信念に対してそれを知識としてあるいは正当化されたものとして資格を与えるものは、その信念を真とする諸事実への信頼できるつながり (合理的で法則的な状況の連なり) である、と主張する。そしてこの信頼性主義が外在主義であるのは、その信頼できるつながりが認識主体にとつて必ずしも認知的に接近可能である必要はない、としている点においてである。しかしそれが核とする「信頼の置けるプロセス」に関しては、それは単に物理主義的な側面か

らのみ設定されるわけではなく、信頼性の基準は価値的なものを評価するわれわれによつてある種規範的に定められるものである。したがつて信頼性という語でもつて知識を説明するような完全に自然化された認識論の望みは薄いと云わざるをえない。

セラーズの思想に深く影響を受けたマイケル・ウィリアムズは、「自然化された認識論」や外在主義・信頼性主義では軽視される規範的認識論の重要性を強調している (ただし、外在主義的要素がある仕方を取り入れている)。彼の思想的な立場は現代知識論におけるいわゆる「文脈主義 (Contextualism)」の一つに数え上げられるものである。この「文脈主義」はとりわけ懐疑主義に対処するための立場の一つとして論じられることが多い。本稿ではマイケル・ウィリアムズの文脈主義と他の様々な「文脈主義」との相違を論じるのではなく、いわゆる純粋な外在主義や懐疑主義との比較において彼の立場の独自性を際立たせることを目論みたい。よつて本稿ではまず外在主義の典型である信頼性主義の代表として、アームストロングの古典的な形態のものを論じる。その上でマイケル・ウィリアムズの文脈主義の特色についてとりわけ彼の文脈主義の中核の一つとなる、知識の正当化についての「省略と説明要求構造」に関して、懐疑論との比較を通して論じる。

二 アームストロングの信頼性主義

いわゆる外在主義とは正当化や知識が完全に内在的 (認識

主体にとって認知的に接近可能)であることを否定する立場である。信頼性主義はこの外在主義の一形態であるが、この立場が強調するのは、信念に知識としての、あるいは正当化されたものとしての資格を与えるのは、信念を真と成す諸事実との信頼できるつながりである、ということである。しかもこの信頼できるつながりは、内在主義とは違って、認識主体にとってそれが何らかの形で認知的に接近可能でなければならぬ、という要件を必要としない。その意味で信頼性主義は外在主義の一形態である。

知識についての信頼性主義の立場をとる人は今では数多くいるが、本稿ではその代表者の一人としてアームストロングの信頼性主義を取り上げよう。アームストロング(D. M. Armstrong: 一九二六・)はオーストラリアの哲学者で、特に心の哲学におけるいわゆる機能主義・唯物論的な立場をとっていることで著名である。ここでは彼の一九七三年に出版された著作『信念、真理、知識(Belief, Truth and Knowledge)』の第二章の内容を紹介し考察していく(4)。第二章「非推論的知識(一)」では彼の信頼性主義の立場が明確に現れており、アームストロングは、世界についての認識主体の信念と世界そのものとの間にあるに違いない関係を、適切に機能している温度計(thermometer)とその温度計が示す温度との間にある関係として描いている。

第二章ではタイトル通り、非推論的知識(non-inferential knowledge)についての理論が展開されている。知識の正当化における無限遡行に関しては、古典的な認識論においては、

遡行が止むところとなる非推論的な知識がなければならぬ、ということが主張されてきた。これは基礎付け主義の立場に典型的に見られる主張であり、様々な「自明な知識」が提唱されてきた。しかしながらそのような非推論的知識は、われわれが知っていると思っている様々なことの基礎について十分な説明を与えるものではなかった。アームストロングはそのような非推論的知識を切り捨てるのではなく、別の仕方では非推論的知識を評価しようとする。アームストロングは同著第一章終り近くで、「非推論的知識についての『外在主義』的な説明に従えば、真なる非推論的信念を知識の一例と成すものは、信念状態(認識主体Aは命題Pを信じている)とその信念を真と成している状況との間にある何らかの自然的関係(some natural relation)」であり、「それは信念を抱いている者と世界との間にある、ある種の関係の問題なのである」(BTK, p. 157)、と述べている。

つまりアームストロングが試みるのは、内在主義的な基礎付け主義では知識として不十分とされたものに対して、外在主義的な立場から新たな評価を試みたものに対するか、ということである。いわゆる非推論的知識と呼べるものは様々であるが、アームストロングが特に注目するのは知覚についてのよりありふれた判断(the simpler judgements of perception)のうちに見出されるものである(BTK, p. 163)。具体例として挙げられているのは、「より暖かくなってきた」、「向こうに何か赤くて丸いものがある」、「といったものである。ここでアームストロングはこのような非推論的知識について

の「温度計」的な見方を提案する。

まずはアームストロングの議論の枠組みを確認しよう。命題Pは真であると想定し、そして認識主体AはPを信じている。しかしながら彼の信念はいかなる理由によっても支持されていない。例えばそのような命題Pとして、それが「Aの周囲である音が聞こえる」というものだとしよう。ここで、そのような信念を知識の一事例と成すのは何であろうか。アームストロングは次のように述べている。「私の提案は次のようなものである。つまりAがPを信じているという事態と、命題Pを真と成すところの事態との間に、法則のようなつながり (*law-like connection*) が存在しているに違いない、ということである。そうであるから、AがPを信じているのなら、事実まさにPに相違ないのである」(BTK, p. 166)。

つまりある信念が真であり知識と呼べるためには、その信念を信じているという状態と、その信念を真と成している事態との間にあるつながりが成立していれば、たとえ認識主体がその信念が真である理由に気付いていないとしても、つまりそのようなつながりに認知的に接近可能でなくても、「知っている」と言っているのではないか、ということである。アームストロングはこの提案を理解する助けとして、次のようなモデルを利用する。それはつまり、「非推論的知識と、温度計によって与えられる温度の示度とを比較する」(同上)というものである。このモデルを詳しく見ていこう。もちろんある場合には、温度計が示す温度と周囲の気温が一致しないこともある。つまり温度計が何らかの形で壊れている場合

であるが、そのような温度計の示度は、非推論的な信念に比較されよう。またある場合には、温度計が示す温度と実際の気温が一致することもある。そのような温度計の示度は、非推論的に真なる信念のようなものだろう。ただし後者の場合、いわばまぐれあたりで一致しているということもある。つまり例えば、壊れた時計でも一日に二回は正しい時を示すからである。こういう場合は非推論的に真なる信念に比較できるかもしれないが、非推論的な知識には比較できない。このようにまぐれあたりではなく、きちんと正常に機能している温度計の場合は、温度計の示度と周囲の気温に法則的なつながりがあると見えよう。特にこの場合では、熱というものに関する物理学的な法則性が両者の間に成立しているわけである。

アームストロングによれば、このような正常な温度計の示度というものは、非推論的な知識に比較される。正常に機能する温度計は、周囲の事態と法則的なつながりがあるがゆえに、周囲の気温を測る信頼のおける道具となっている。非推論的な知識もそれと類比的なものと捉えることができる、とアームストロングは提案しているわけである。彼によれば、「諸々の理由によつては支持されていない真なる信念が、正常に機能する温度計の示度が実際の気温に対応するように、実在すると真に信じられている状況に対応しているのならば、われわれは非推論的知識を持っているのである」(同上)。

アームストロングはこのような図式を直観的に明瞭であるとして述べているが、様々な問題もあるだろう。まずここで言う

法則とはいかなるものであるか。温度計の場合は物理的な自然法則であるが、非推論的な知識を成立させる、ある信念とその信念を真と成す事態との間に成り立つ法則はどれほど厳密なものだろうか。アームストロングは、非推論的な知識についてはとりあえず次のように定式化している。「認識主体AのPであるという非推論的信念が非推論的知識であるのは次の場合、そしてその場合のみである。(一) Pは事実である。(二) 認識主体Aについての次のようなある特定化がある。それはつまり、ある人が特定化されて、さらにその人がPであると信じているとき、Pがまさに事実である」(BTK, p. 168)。

そして法則のようなつながりという点については、アームストロングは次のような三点を強調している。まず一つ目に、法則のようなつながりは原理的には科学的方法によって、つまり観察と特に実験によって探求されるたぐいのつながりである、ということである。温度計の場合は、そのようなつながりを調べるのはそれほど難しくはないだろうが、信念の場合は実際のところ困難である(心理学的・脳科学的な研究が必要となる)。しかしながら、原理的にはそのような二つのケースに違はないとアームストロングは述べている(同上)。そして二つ目に、そのようなつながりの存在を告げる法則のような一般化は、反事実的条件文、より一般的には仮定法的条件文を生む、ということである。つまりもし周囲の気温がT度でないとすれば、温度計の示度もT度を示さないだろうし、Pが事実でなければ、AがPであると信じると

いうことも事実でないだろう(BTK, p. 169)。そして三つ目に、信念と事態との間のつながりは、その存在を告げるかもしれないわれわれとは独立に成り立つようなつながりである、ということである。それはつまり存在論的なつながり(ontological connection)であつて、因果的なつながり(causal connection)ではない、ということである。AがPであると信じるという事態は、Pを真と成す事態を成立させるというわけではない。逆にPを真と成す事態が、AがPであると信じるという事態を成立させることはしばしばある(同上)。

上記のようなものにあてはまる法則的なつながりが成立していれば、非推論的な信念を知識として認めよう、というのがアームストロングの主張となる。どのような信念形成を経ているか、このように知識と言えるかなど様々な問題が残されているが、このように知識というものを捉え直すことは、周知の通り現代の知識論・認識論において大きな影響を与えた。前節で記した知識であるための条件のうち、内在主義と外在主義が対立するのは正当化条件をめぐつてである。つまり認識論において伝統的な立場である内在主義は、ある信念が知識として正当化されるためには、その要件となるすべての要素が認識主体にとって認知的に接近可能でなければならぬ、としていた。これに対して外在主義は、ここで確認してきたアームストロングの信頼性主義のように、信念を真と成す(つまり知識と成す)法則的なつながりに必ずしも認知的に接近可能である必要はない、という立場をとっている。このような外在主義の立場に立てば、内在主義的な基礎付け主義にお

いて知識の正当化ということで従来問題になっていた廻行問題は、あっさりと解消されてしまうことになろう。

ただしこのような信頼性主義で知識の正当化に関する諸問題がすべて解決されるわけではない。本稿で特に問題としたのは、前節でも簡潔に記したように、信頼性主義が核とする「信頼の置けるプロセス」に関しては、それは温度計のように単に物理主義的な側面からのみ設定されるわけではないという点である。つまり知識というものが人間社会において成立するものである以上、信頼性主義が強調する「信頼性の基準」も価値的なものを評価するわれわれによって規範的な側面から定められるものである。したがって「法則的なつながり」をどのようなものと定めるか（物理主義的な立場で十分かどうか）、ということそれ自体は価値的・規範的な立場から論じられるわけである。マイケル・ウィリアムズの文脈主義は、外在主義・信頼性主義の利点も取り入れながら、上記のような信頼性主義の難点を独自の立場から解決しようとする。次節以降では本節で論じたような信頼性主義の利点や難点も念頭に置きながら、とりわけ懐疑論との比較を通して、ウィリアムズの文脈主義の特徴を際立たせていく。

三 「省略と説明要求構造」

本稿第一節で簡潔に記したように、現代知識論におけるいわゆる「文脈主義」は、懐疑論の諸問題を論じる中で有力な立場となっている。マイケル・ウィリアムズによれば、たとえば懐疑論に対峙するものとしては、デカルト的な基礎付け

主義といった直接的応答もあるし、前節で論じた外在主義・信頼性主義もあるし、あるいは『哲学探究 (Philosophische Untersuchungen)』(一九五三年)や『確実性について (Über Gewissheit)』(一九六九年)のウィトゲンシュタインのような「治療的診断 (Therapeutic diagnosis)」といった対処の仕方もある⁽⁵⁾。最後のものは、懐疑論の問題は言葉の誤用・誤解によって生み出される擬似問題であり、懐疑論者の議論を無意味とみなす立場である。これらに対して、マイケル・ウィリアムズが推奨するのは「理論的診断 (Theoretical diagnosis)」というものである。これは懐疑論者たちの議論の一見した自然さや直観性 (the naturalness or intuitiveness) を疑問視し、彼らの議論が見かけよりも一層複雑で多くの理論や先入見を背負っているということを示そうとする立場である(以上 PK, p. 146)。

ウィリアムズは理論的診断を遂行するにあたって、知識の正当化に関する二つの立場を提示している。一つ目は懐疑主義と密接な結び付きがあるとされる、「先行する根拠付け要求 (Prior Grounding Requirement)」というものである。これは簡潔に言えば、ある人が認知的に責任ある仕方では信じていること(ある特定の信念を形作ることに)において、重要な反証に対してきちんと応答するということ)は、その人が十分な証拠の基礎のもとに信じていることでなければならぬ、という要求のことである。ウィリアムズはこの「先行する根拠付け」概念が以下の四つの下部原理から構成されると見ている。(PG1) ただ飯なんてものは無い、原理 (No Free

Lunch Principle)。認識的な「知識主張の」権利——私的な正当化——はわれわれにとつて単に自然に生じるのではない。それは認識的に責任ある振る舞いによって得られるものである。(PG2) 優先性原理 (Priority Principle)。ある命題を真と信じるためのその人の根拠が十分には足りないときに、「その命題を真と信じることは決して認識的に責任はない」「無責任である」。(PG3) 証拠に基づけること (Evidentialism)。根拠というのとは証拠である。つまり信じられている命題の真理に賛同するとみなされる諸々の命題である。(PG4) 所有原理 (Possession Principle)。ある人の信念が十分に根拠付けられるためには、単にその信念のための適切な証拠が存在するだけでは十分ではない。むしろ、信じる人自身がその信じられている命題を(非常に)真らしくするための証拠を所有(そして固有に使用)しなければならない(以上PK, p. 147)。

この(PG1) と (PG2) は私的な正当化 (personal justification: 正当化された信念は認知的行動の適切な基準に従って行動することによってわれわれが得るものである、ということ) を構成するものである。(PG2) によれば、十分な証拠に基づかないであることを信じるということは認知的な責任がないこと(無責任)になり、(PG1) によって、信じているそのことは正当化されず知識とはならないことになる。また (PG3) と (PG4) は、ある人の信念が十分に根拠付けられるとは何であるのかについての内在主義的な説明を与えるものである。これらの原理によれば、「ある人の根拠は強い意味での証拠でなければならない。つまりその

証拠とは、その人が問題となつているその信念をそれによつて保持し、かつその人がそれへの直接的な認知的アクセスを有しているところの、さらなる信念——あるいは信念でなければ、何らかの他の私的な認知状態——でなければならない」(PK, p. 148)。

ウィリアムズはこれら四つの原理を指摘した上で、懐疑主義が立場としてこの四つの原理を必要としてしていると指摘する。例えばアグリッパ的な懐疑論は、ある信念を正当化するどんな試みも、根拠の終わりのない廻り、根拠が明らかとは言えない仮説による強制終了、あるいは根拠付けの循環に陥る、というものである⁶⁾。このような懐疑論者の議論が示していることは、「理由を与える (give reasons) こと、あるいは証拠を引用する (cite evidence) ことのわれわれの許容力には限界がある」(同上)、ということである。ウィリアムズは懐疑主義者がこのことを示す上で、彼らは先行する根拠付け要求を必要とする、と指摘している。つまり「懐疑論者は依存テーゼ (責任を根拠付けと結びつけること) と強い内在主義 (根拠付けを証拠の所有と同一視すること) を必要とするのである」(同上)。

さて、上記のように先行する根拠付け要求を受け入れる限りは、正当化に関して懐疑主義的にならざるをえないわけだが、ウィリアムズはこのような先行する根拠付け要求を受け入れることなしに知識と正当化との間を保持する立場があると指摘する。それが知識・信念の正当化が有している、「省略と説明要求 (Default and Challenge) 構造」である (PK, p.

119) (7)。これは司法システムにおける、「有罪と立証されない限りは無罪とされる」に類似している。これに対して先の「先行する根拠付け」は、無罪と証明されない限りは被告を有罪として扱う司法システムに類似していると言えるだろう。「省略と説明要求構造」とは、ある人の知識の正当化においては、その正当さの理由説明を要求されない限りは、正当化を省略 (Default) してよいが、説明の要求 (Challenge) があるならば、それにいつでも答えなければならぬという、ある種の規範性を有する構造である。

「省略と説明要求構造」では、先の (PG1) と (PG2) をある程度認めるのであるが、ウィリアムズは次のような点を強調している。「われわれが拒絶すべきなのは、責任のある信じる者が根拠を提供することにコミットすることは制限がない (unrestricted)、という考えだけである。知識への主張は、適切な形で説明要求が生じれば何であれ、それに応答することへのコミットメントを含んでいる。あるいは効果的な擁護がないならば主張を引つ込めることに応じるべきである」(PK, p. 149)。つまりここから見て取れるこの構造の特筆すべき特徴は、説明を要求された側 (つまり正当さを主張する側: claimants) だけでなく、説明を要求する側 (challengers) にも、正当化の義務を負わせる (要求する正当な理由の提出義務) ものである、ということである。先行する根拠付け要求を想定するとすれば、知識を主張する側は諸々の根拠を生み出すことへの際限のないコミットメントを容認することになる。しかしながらウィリアムズが推奨する

ように、もし先行する根拠付け要求を拒絶するならば、懐疑論者は無制限に説明要求する権利を失うことになる。「説明要求を成す権利はそれ自体、目標となつている信念の真理性かあるいはその信念を保持する主張者の権利を疑問視する懐疑論的な理由を見付けることによつて得られるものである。そのことが意味しているのは、無防備な説明要求は場違いである、ということである」(PK, p. 150-1)。このような点はセラーズの認識論が有している規範性の特徴を推し進めたものであり、ここに内在主義や外在主義の不備を補いうる利点があるだろう。

四 マイケル・ウィリアムズの文脈主義

前節で論じてきたように、「省略と説明要求」という概念は、知識の主張者と説明要求者とは正当化に関する諸々の責任を共有していることを主張しているのである。そしてこのような正当化の理由を与えたり尋ねたりするゲームにおけるそれだけの一手は、それらの適法性のために現在は精査のもとにあるのではない様々なコミットメントに依存しているのであつて、そういったコミットメントのあるものはまさしく省略の身分を有しているのである。ウィリアムズによれば、このようなことは知識の主張者同様、説明要求者にも適用されるものなのである。したがって次のようなことが帰結する。

動機付けられたこのような具体的な説明要求は、省略の権利の広大な背景を前提するだろう。疑問視することす

べては、したがって肯定的に正当化することのすべては、ある限定的な正当化の文脈において、(in some definite justificational context) 生じるのであり、現在の諸々の権利付与の、複雑でしばしば大規模に暗黙的な配列によつて構成されているのである。そのような文脈すべてから引き離されたところでは、認識的な疑問視は単に何の獲得もない。帰結することは、(おそらく) どんな信念も適切な場面設定が与えられれば説明要求されるかもしれないけれども、哲学的懐疑論者が望むような集合的、なやり方でわれわれの信念の適法性を疑問視する可能性は全くない、ということである。(PK, p. 151)

したがって正当化についての省略と説明要求概念によれば、懐疑論者が試みる全面的な懐疑も、伝統的な認識論者(内在主義的で基礎付け主義的な認識論者)が目論む知識の完全な保証も不当なものとなる。また、本稿第二節で論じた信頼性主義は、内在主義的な要素を排除しつつ、知識の正当化を自然主義的・物理主義的に捉えていた。しかしながら、知識というものが人間社会を含めた多様な文脈において成立するものだとすれば、自然主義的・物理主義的な視点のみの信頼性主義では、知識を十全的に捉えることは不可能であろう。そういった点で、マイケル・ウィリアムズの文脈主義は従来

の諸々の立場の難点を補いうるものである。さらにウィリアムズによれば、「このモデル『省略と説明要求構造』では、正当化に関する諸々の問いはある定まった

正当化の文脈において生じるのであり、その文脈は諸々の「知識の」権利の複雑で一般的には大いに暗黙的な背景によつて構成されており、それらの「知識の」権利のあるものは省略的なのである」(PK, p. 159)。この文脈主義の基本的な考えは、知識を正しく帰属させたり主張したりするための基準は状況的な／文脈的な変動に固定されはしなないが影響を受けやすい、というものである。そして特にウィリアムズの文脈主義は、その中心に上述の規範性を帯びた「省略と説明要求構造」を据えているのである⁸⁾。ウィリアムズによれば、「知識の」正当化は理解可能性あるいは意味論的制約(intelligibility or semantic constraints)の影響を受けやすい(同上)ものである。何が理解可能か(正しいのか)、あるいは何が理解不可能なのか(間違いなのか)は、文脈に左右されるし、その境界は明確ではない。したがってウィリアムズによれば、文脈主義者は、どのような仕方で自分が自身の可謬主義を表明しているのか、について注意深くあるのだからではない。つまり、「どんなものも疑問へと呼び込まれる」と言いたくなるのだが、すべてを一度にはではない。しかし何らかの状況において何かが疑問へと呼び込まれるというのでさえも真ではない。全く理解可能である―そして単に合理的である―というのではない―ために、疑問を生じさせることは多くの場面設定を必要とするかもしれない。われわれが見るように、このことはわれわれを取り巻く世界についての最も日常的で明白な諸々の判断を疑問へと呼び込もうとする懐疑論者の試みにも当てはまることである」(PK, p. 160)。

したがって理解可能性に関わる諸々の制約は、意味のある疑問をわれわれが生じさせることができる、ということに関係している。そしてある特定のタイプの疑問が成されるのなら、そのときには疑いから免れている様なものがなければならぬだろう。そういったものをウィリアムズは方法論的必然性 (*methodological necessities*) と呼んでいる (同上)。こういったものは省略の権利を与える源泉の一つであり、それらは探求の方向 (*direction of inquiry*) を決定付けるものがある。

またさらに一人の人間が知識を有するためには、彼の信念は十分に根拠付けられていなければならないだろう (彼がその根拠に気付いていようがまいが、それらの根拠を証拠として引用しようがまいが)。ウィリアムズはこのケースに関して、彼が状況的要素 (*situational factors*) と呼ばれる文脈的要素が活動し始める、と述べている。「認識的な文脈は方法論的かつ弁証的考察によっては汲み尽くされない。そこにおいて知識の主張が入り込んだり信念が保持されたりする実際の状況についての事実がまた重大なのである。こういうわけで、知識を主張することにおいて、われわれの信念を客観的に十分よく根拠付けることにわれわれはコミットするのである。われわれは自分が見落としていた、あるいはまだ見付かっていない関連的な阻却者の存在に対して開かれている。たとえ自分に罪がないとしても。根拠付け性へのわれわれのコミットメントはそのようにして自己修正へと開かれている。この重要な源泉なのである」(PK, p. 162)。上記のような「状

況的要素」は、文脈主義におけるある種の外在主義的性格を目立たせるものである。というのも省略の権利が与えられているということは、知識の主張者は認識的に責任を負うために自分の信念のための諸々の根拠を常に意識している必要はないからである。

以上マイケル・ウィリアムズの文脈主義の特色について、信頼性主義や懐疑論との比較を通して論じてきた。このようにマイケル・ウィリアムズの文脈主義は、現代の認識論・知識論を論じるにあたって避けて通れぬものであり、様々な形で現在の認識論・知識論の議論に影響を与えている。特に本稿で強調したように、現在の認識論において主流である純粹な物理主義・外在主義では取りこぼされてしまう、人間の認識の規範性に着目しているという点で重要である。さらにこれまで見てきたようにマイケル・ウィリアムズは、デカルトに代表されるような基礎付け主義の立場、あるいはそのような立場に則った懐疑主義的な議論がその背後に負っている様々な論理構造を批判的に分析しており (つまりウィリアムズによれば、基礎付け主義と懐疑主義はある意味同根である)、その点でもウィリアムズの懐疑主義に対する理論的診断は大いに示唆を与えてくれるものであろう。

知識論におけるいわゆる「文脈主義」は他にも様々な立場があるが、本稿では紙幅の関係上、その点に関する論述はできなかつた。ウィリアムズ自身は文脈主義における現在の主流派である「会話文脈主義 (*conversational contextualism*)」

(コーエンやルイス、デローズが取る立場(本稿註⑧を参照))に對して、自分の立場を「論点文脈主義 (issue contextualism)」と位置付けている(⑨)。このような文脈主義同士での論争についての考察は別の機会に譲ることにしたい。

【註】

- (一) Michael Williams, *Problems of Knowledge: A Critical Introduction to Epistemology* (New York: Oxford University Press, 2001), p. 16. 以下、この本からの引用については「PK」と略記する。この書以外にも彼の立場を明確に示した著書として次のものがある。Michael Williams, *Unnatural Doubts* (Cambridge: Blackwell, 1991; Princeton: Princeton University Press, 1996).
- (二) エドムント・ゲティアによる見事なまでに短い論文において提出された正当化条件に対する問いは、この条件があることだけで知識の定義として必要十分なのかどうかというものである。この論文の中でゲティアは、これまでの知識の定義に対する反証例を挙げている。Edmund L. Gettier, 'Is Justified True Belief Knowledge?', *Analysis* 23 (1963), pp. 121-3. ゲティアは二つの例を挙げているが、どちらとも標準分析に含まれているあらゆる条件は明瞭に満たされているにもかかわらず、言明が真であることを知っているとは言えないケースである。したがって、標準分析は知識であるための必要十分な条件を与えることに失敗していることになるかもしれない。標準分析に対するこのようなゲティア流の反証に對して、標準分析を改良することによつて、つまり知識であるための新たな必要かつ十分な条件を見付け出そうという試みが様々になされてきた。言うならば正当化条件を修正することによつてこの問題を解決しようとするものである。逆に標準分析に含まれている正当化条件を全く省いてしまつて、知識の非正当的な分析を提示しようとする立場もある。この立場の典型的なものは外在主義・信頼性主義と呼ばれるものである。
- (三) Wilfrid Sellars, 'Empiricism and the Philosophy of Mind', in Herbert Feigl and Michael Scriven (eds.), *Minnesota Studies in the Philosophy of Science*, vol. 1 (Minneapolis: University of Minnesota Press, 1956), pp. 253-329. この文献は W. Sellars, *Science, Perception and Reality* (London: Routledge & Kegan Paul, 1963) に再録されている (pp. 127-96)。なおまたこの論文は、リチャード・ローティの序文、ロバート・ブランダム の解説付で単行本化されている (W. Sellars, *Empiricism and the Philosophy of Mind* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1997))。この単行本によつては邦訳が出版されている(『経験論と心の哲学』(浜野研三訳、岩波書店、二〇〇六年))。
- (四) 以下、アームストロングの著作からの引用は次の文献による(頁数はこの文献(以下 BTK と略記する)からのものであり、拙訳)。D. M. Armstrong, *Belief, Truth and Knowledge* (London, New York: Cambridge University Press, 1973). 日本語で読めるアームストロングの著作としては次のものがある。D・M・アームストロング『心の唯物論』(鈴木登訳、勁草書房、一九九六年)。D・M・アームストロング、N・マルカム『意識と因果性―心の本性をめぐる論争』(黒崎宏訳、産業図書、一九八六年)。

- (5) ウイトゲンシュタインの晩年の思想を元にして、山田圭一はウイトゲンシュタイン的文脈主義を提唱している。次の文献を参照。山田圭一『ウイトゲンシュタイン 最後の思考』（勁草書房、二〇〇九年）、第二章第五節。
- (6) アグリッパの懐疑主義に関しては、セクストゥス・エンペイリコス『ピュロン主義哲学の概要』（金山弥平・金山万里子訳、京都大学学術出版会、一九九八年）、第一章（七八・八三頁）を参照。
- (7) この用語はロバート・ブランダムによる。次の文献を参照。Robert Brandom, *Making It Explicit* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1994), esp. ch. 3, sect. III.
- (8) 認識論における最広義の文脈主義とは、知識の主張や正当化の真偽は本質的に文脈に応じて変化する、ということもだろう（これと正反対の立場がいわゆる「不変主義 (invariantism)」である。ただし「知識」をどの範囲で捉えるか、「正当化」の条件として何を採用するか、「文脈」ということまで何を意味するか、といった点で文脈主義はいろいろな立場を取りうる (cf. Gerhard Preyer & Georg Peter (eds.), *Contextualism in Philosophy: Knowledge, Meaning, and Truth* (Oxford: Clarendon Press, 2005))。現在の代表的な論考として、ルイス (cf. David Lewis, 'Evasive Knowledge', *Australasian Journal of Philosophy*, vol. 74 (1996), pp. 549-67) やトローズ (cf. Keith DeRose, 'Solving the Skeptical Problem', *Philosophical Review*, vol. 104 (1995), pp. 1-52. —, *The Case for Contextualism* (Oxford: Clarendon Press, 2009)) などがある。
- (9) この点についてはマイケル・ウィリアムズの次の論文を参照。Michael Williams, 'Knowledge, Reflection and Sceptical

Hypotheses', in E. Brendel & C. Jäger (eds.), *Contextualisms in Epistemology* (Dordrecht: Springer, 2005), pp. 173-201.